

第1章 復興体制の構築

第1 震災復興本部の設置

行動内容

1 震災復興本部の設置、運営

市街地、都市施設等の震災被害からの復興及び住民生活の再建等を支援する復興事業を総合的かつ計画的に実施するため、通常の行政組織とは別組織となる「震災復興本部※」を臨時的組織として設置する。

震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に徐々に進行していくものであるため、災害対策本部※が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。⇒ [資料 1-1](#)

復興に係る区の政策決定機関として「震災復興本部会議」を設置し、震災復興基本方針及び震災復興計画の策定等に関する決定を行う。震災復興本部会議においては、主に以下に関する審議を行う。

- ・ 震災復興に係る重要事項の審議
- ・ 震災復興基本方針、震災復興計画の策定等の調整
- ・ 震災復興に係る重要事業の進行管理

基本的な考え方

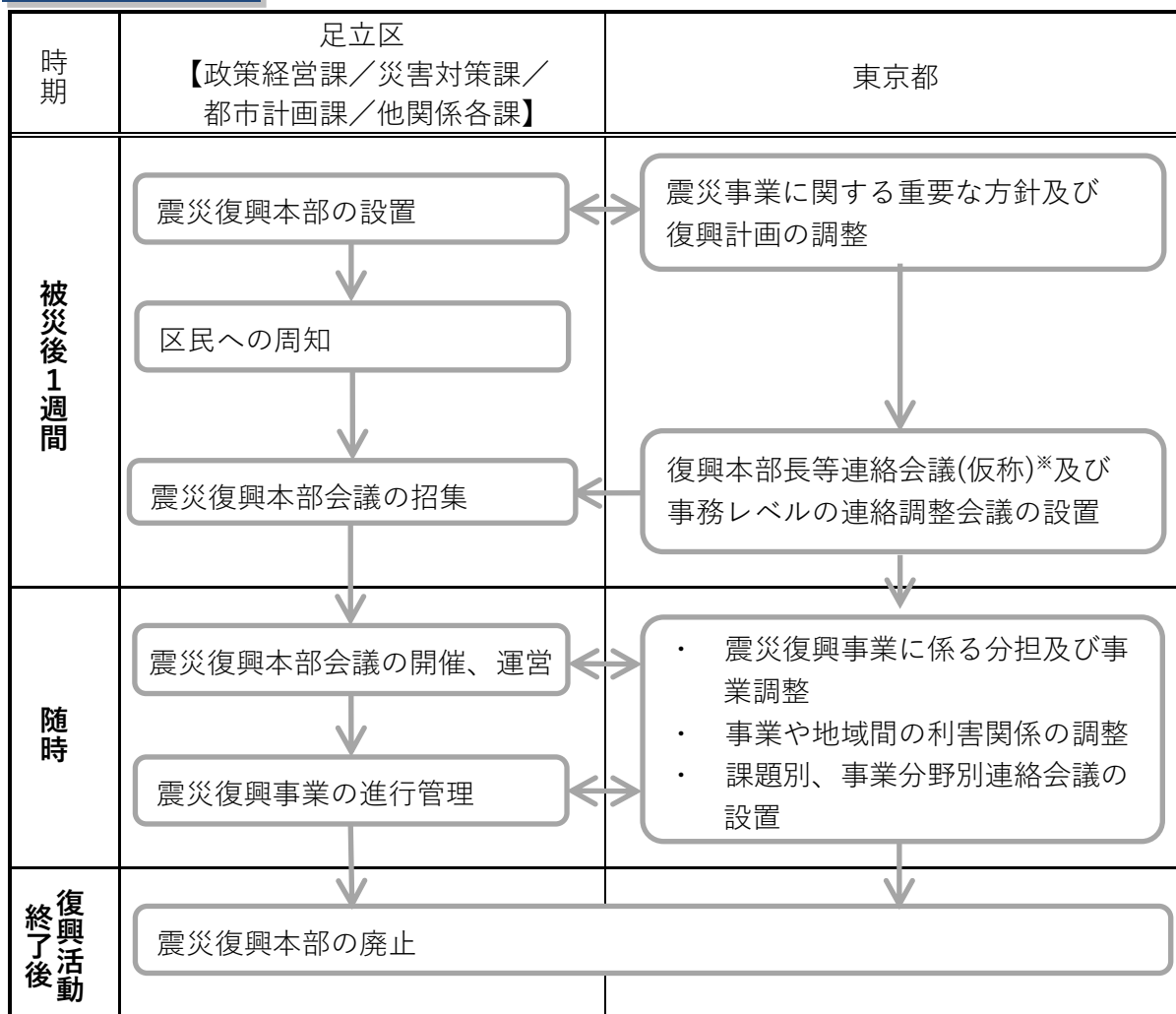
発災後、本格的に復興対策を実施するため、災害対策本部を設置後、区長は情報収集指令室に集まる被害状況から、災害応急・復旧対策を臨時的に実施するだけでなく、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する必要があると認めるときは、「足立区震災復興対策及び震災復興事業の推進に関する条例」第六条に基づき、足立区震災復興本部を設置する。震災復興本部は、区長の命により設置、廃止されるもので、災害対策本部と同様に臨時的組織であり、全庁的な組織として編成する。

復興に係る区の政策決定機関として震災復興本部会議を設置し、復興の基本方針、基本的な構想及び計画、各分野の総合的、基本的方針及び計画等に関する決定を行う。

※ 震災復興本部の詳細な行動内容、手順については定まっていないため、本マニュアルには記載しないが、今後検討を行っていく。

※ 災害対策本部・震災復興本部：災害対策本部の体系図と震災復興本部の体系図案は資料編に掲載。震災復興本部員は災害対策本部を基本構成員とする。

東京都との連携



事前準備

- ☐ 震災復興本部設置基準の検討 ⇒ [資料 1-2](#)
- ☐ 震災復興本部体制、各課分掌事務の検討 ⇒ [資料 1-3](#) [資料 1-4](#)
- ☐ 震災復興本部運営要領の検討 ⇒ [資料 1-5](#)

※ 復興本部長等連絡会議(仮称)：都内被災地域の区市町村に復興本部が設置された場合に、復興本部の長又はこれに相当する組織の長で構成される会議で、復興本部相互間の連絡や各復興計画の調整を行う。

第2 被害状況の把握

行動内容

1 被災前の調査

足立区及び他区がそれぞれ都との連携により、被災前に都市づくりの現行計画と整備状況、都市基盤施設の整備水準、災害種類別の被害想定等の調査を実施し、都が取りまとめ、地理情報システム（GIS）により図面を作成する。また、それらの調査結果を基に、あらかじめ市街地復興が必要となる可能性がある地区を「優先調査地区」として区が事前に把握する。⇒ [資料 1-6](#)

2 部別行動計画等に基づく被災後の調査

被災後、都市基盤施設や公共施設については、各施設管理者が部別行動計画等に基づき被害状況を把握し、災害対策本部に報告するとともに、被災度区分判定等の調査を実施するか検討する。⇒ [資料 1-7](#)

また、被災建築物の応急危険度判定や被災宅地の危険度判定、被災住民の被災状況については、担当課や関係課が被災状況に応じて調査を行い、調査結果を集約し、災害対策本部に報告する。

3 復興事業導入等のための被害状況調査

市街地復興のあり方を検討する上で重要な基礎資料となる家屋の被害状況調査は、区が行う応急危険度判定や都が行う航空写真等により概要を把握し、概要だけでは区が建築制限区域や復興事業区域を設定することが難しい場合等について補足現地調査を行う。

基本的な考え方

<被災前>

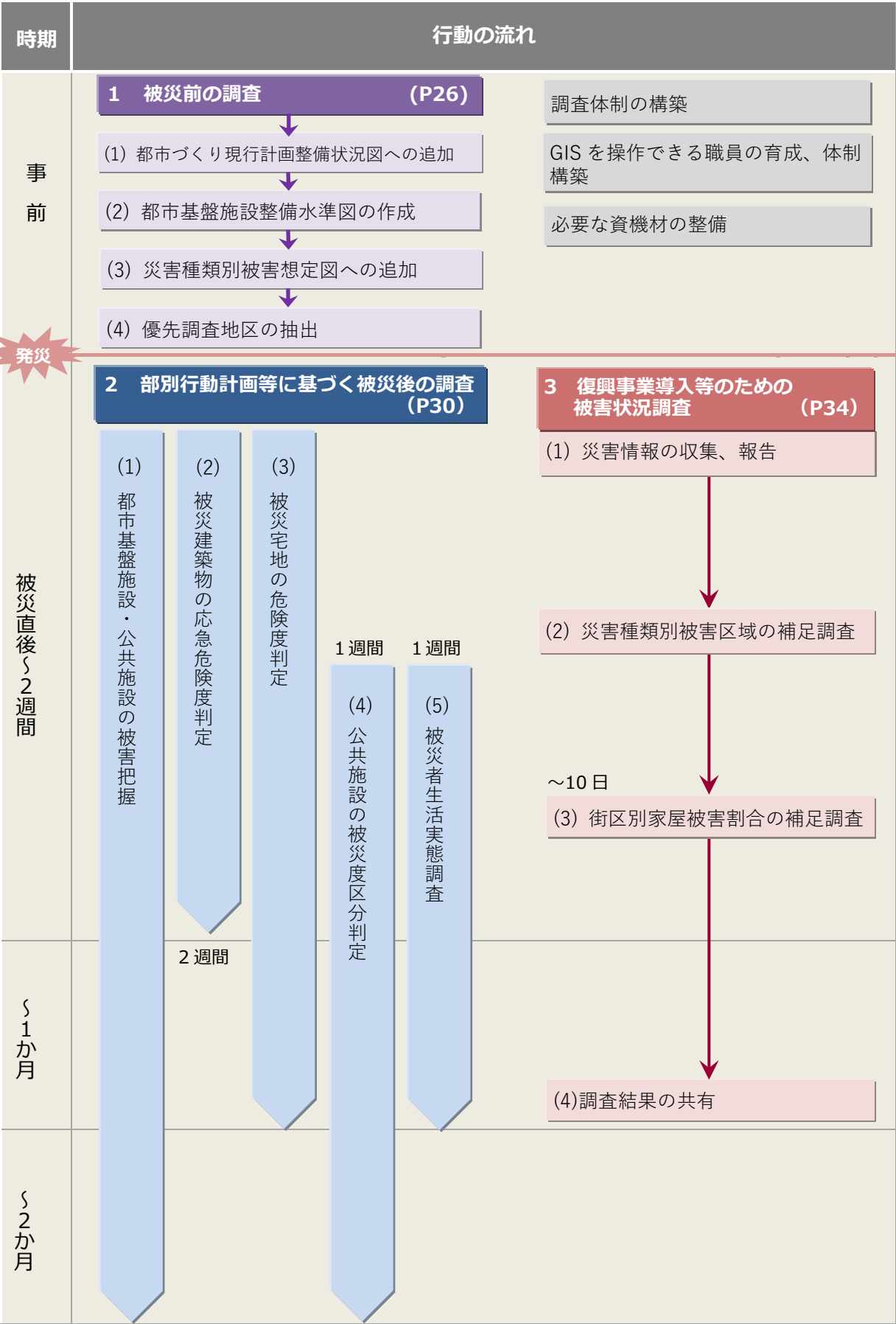
被災後に策定する都市復興の方針、計画や事業実施の検討に必要なデータを収集するための調査は、被災前の平常時※に実施する。

<被災後>

都および区は、被災市街地の復興を迅速かつ計画的に進めるため、被害状況の把握を行う。被害状況の把握は、復興を進める上で重要な基礎資料となるため、迅速かつ的確に把握する必要がある。⇒ [資料 1-8](#) [資料 1-9](#)

被害状況の把握は、都市の復興を図るための面的な被害状況を把握することをねらいとしているため、都が行う航空写真や国土地理院の調査等の概要だけでは建築制限区域や、復興事業区域を設定することが難しい場合等については、必要に応じ最低限の現地調査を実施する。現地調査に際しては、安全を確認するとともに、応急対策、復旧作業に支障のないよう十分に注意をする。

※ 現在、都が被災前の調査図面の基本となるデータを作成中（R3.3 現在）。作成後に資料編に追加。



第2	被害状況の把握
1	被災前の調査

概要

都との連携により、都市づくりの現行計画と整備状況、都市基盤施設の整備水準、災害種類別の被害想定等の調査を実施し、地理情報システム（GIS）により図面として取りまとめる。

また、それらの調査結果を基に、あらかじめ市街地復興が必要となる可能性がある地区を「優先調査地区」として区が事前に把握する。

調査結果図面及び優先調査地区は、適宜見直し、更新する。

東京都との連携

時期	足立区 【都市計画課】	東京都
被災前	(1) 都市づくり現行計画整備状況図への追加※ ²	都市づくり現行計画整備状況図※ ¹ の作成
	(2) 都市基盤施設整備水準図の作成	
	(3) 災害種類別被害想定図への追加	災害種類別被害想定図の作成
	(4) 優先調査地区の抽出	優先調査地区抽出方法の確立

事前準備

- ☐ 各調査図面の作成、共有、更新方法の検討 ⇒ [資料 1-10](#)

※1 都市づくり現行計画整備状況図：現在、都が被災前の調査図面の基本となるデータを作成中（R3.3 現在）。作成後に資料編に追加。

※2 都市づくり現行計画整備状況図への追加：都が作成する「都市づくりの現行整備状況図」に区が追加する要素としては、都市計画課作成の足立区都市計画図や足立区都市計画マスタープラン等が考えられる。

⇒ [資料 1-11](#)

行動手順

時期	項目	内容
被災前	(1) 都市づくり現行計画整備状況図への追加 ⇒ 資料 1-11	都市計画課／災害対策課／地域調整課／企画調整課／街路橋りょう課／みどり推進課／公園管理課 - 都が作成した「都市づくりの現行計画とその整備状況図」に区所管の「都市づくりの現行計画とその整備状況」の情報を地理情報システム（GIS）により追加する。 ＜現行計画の例＞ - 区マスタープラン - 地域地区 - 都市施設 - 市街地開発事業等及びその予定地区 - 地区計画等 - まちづくり条例等に基づく計画 等
	▶ 必要資料 - 都市計画マスタープラン - 都市計画図 - 区まちづくり事業概要図	▶ 作成資料 都市づくり現行計画整備状況図
被災前	(2) 都市基盤施設整備水準図の作成 ⇒ 資料 1-12	同上 - 都市基盤施設の整備水準に係る情報を基に「都市基盤施設の整備水準図」を地理情報システム（GIS）により作成する。 ＜都市基盤の整備水準に係る情報の例＞ - 面整備事業の実施有無とその時期 - 土地区画整理事業をすべき区域 - 木造住宅密集地域 - 被災により被害が想定される地域（地域危険度の調査結果等）
	▶ 必要資料 - 防災まちづくり基本計画 - 都市計画図	▶ 作成資料 都市基盤施設整備水準図

時期	項目	内容
被災前	(3) 災害種類別被害想定図への追加 ⇒ 資料 1-13	都市計画課／災害対策課／地域調整課／企画調整課／街路橋りょう課／みどり推進課／公園管理課 都が作成した「災害種類別被害想定図」に区が想定している被害想定情報を 地理情報システム（GIS）により追加する。
	必要資料 区が作成した被害想定図	作成資料 災害種類別被害想定図
	(4) 優先調査地区の抽出 ⇒ 資料 1-14	同上 上記の調査結果に基づき「優先調査地区」を抽出し、地理情報システム（GIS）により図面を作成する。

（枠内は担当部署、太字は総括）

第2	被害状況の把握
2	部別行動計画等に基づく被災後の調査

概要

被災後、都市基盤施設や公共施設については、各施設管理者が部別行動計画に基づき被害状況を把握し、災害対策本部に報告するとともに、被災度区分判定等の調査を実施するか検討する。

また、被災建築物の応急危険度判定や被災宅地の危険度判定、被災住民等の被災状況については、担当課や関係課が被災状況に応じて調査を行い、調査結果を集約し、災害対策本部に報告する。⇒ [資料 1-8](#)

なお、公共施設の被災度区分判定、被災者生活実態調査の手順については東京都区市町村震災復興標準マニュアルを参考に記載した。

東京都との連携

時期	足立区 【災害対策課／企画調整課／建築安全課】	東京都
被災直後～2か月	(1) 都市基盤施設・公共施設の被害把握	
	(2) 被災建築物の応急危険度判定	調査要員の応援派遣 調査結果の受け取り
	(3) 被災宅地の危険度判定	
	(4) 公共施設の被災度区分判定※	
	(5) 被災者生活実態調査	

※ 被災度区分判定：地震により被災した建築物を対象に、建築構造技術者がその建築物の内部に立ち入り、建築物の沈下、傾斜及び構造躯体の損傷状況などを調査することにより、被災度の区分を行うとともに、継続的に使用するための復旧の要否を判定するもの。

事前準備

- ☐ 調査体制の構築
- ☐ 公共施設等のリスト作成
- ☐ 各施設管理者の部別行動計画の作成
- ☐ 応急危険度判定の講習の実施及び判定実施体制の整備
- ☐ 判定対象施設リストの作成
- ☐ 被災度区分判定の意義及び基準の周知
施設管理者、建築職員及び関係団体等に対し、被災度区分判定の意義及び基準の周知を図る。
- ☐ 建築職員等に対する被災度区分判定の講習等
- ☐ 応急危険度判定の目的等に関する住民への周知
- ☐ 応急危険度判定員の名簿作成、更新
- ☐ 応急危険度判定員に対する模擬訓練、講習会等の実施
- ☐ 判定に必要な資機材の整備
- ☐ 被災宅地危険度判定士の名簿作成、連絡体制の整備、研修
- ☐ 被災宅地危険度判定士の集合場所、判定拠点等の事前指定
- ☐ 被災者生活実態調査様式の検討
- ☐ 被災者生活実態調査体制の構築

行動手順

時期	項目	内容
被災直後 ～1週間	(1) 都市基盤施設、公共施設の被害把握	災害対策課／中部地区建設課／東部地区建設課／西部地区建設課／地域調整課／交通対策課／道路管理課／工事課／防犯設備課／街路橋りょう課／竹の塚整備推進課／みどり推進課／公園管理課 各施設管理者が部別行動計画に基づき被害状況を把握し、災害対策本部に報告する。
被災直後 ～2週間	(2) 被災建築物の応急危険度判定 ⇒ 資料 1-15 ～ 資料 1-17	建築調整課／中部地区建設課／東部地区建設課／西部地区建設課／建築安全課／建築審査課／開発指導課／住宅課 - 上記担当課により構成される応急危険度判定部が応急危険度判定マニュアルに基づき、2週間を掛けて調査を行う。 - 調査結果を災害対策本部、都支援本部に報告する。
2週間被災後 ～1か月	(3) 被災宅地の危険度判定	企画調整課 宅地の被害の情報に基づき、上記担当課が設置する担当部門等が、地域防災計画等に基づき調査を行う。
被災後 ～2か月 ～1週間	(4) 公共施設の被災度区分判定 ⇒ 資料 1-7	各公共施設管理者 - 公共施設管理者が主体となり、建築物の被害状況や応急危険度判定結果を踏まえ、被災度区分判定の要否を検討する。 - 実施する場合は建築構造の専門家等に依頼し、「震災建築物の被災度区分判定調査及び復旧基準」（国土交通省住宅局建築指導課監修）に基づき調査・判定する。

（枠内は担当部署、太字は総括）

時期	項目	内容
被災後 1 週間～1 か月	(5) 被災者生活実態調査 ⇒ 資料 1-26 ～ 資料 1-29	関係各課 ・ 住民の被災状況や被災後の生活状況、住宅や介護に対する今後の要望、意向等を把握する必要がある場合には、被災者生活実態調査※¹を行う。 ・ 必要に応じ地域福祉需要調査※²と一体のものとして実施する。 ・ 集計フォーマットは東京都が被災後に東京都震災復興マニュアルに記載されている案を基に定める。

(枠内は担当部署、太字は総括)

※ 1 被災者生活実態調査：被災者を対象に被災前の状況（住所、世帯構成、住宅状況等）、被災後の状況（居住場所、身体及び健康状態等）、被害状況（住宅、身体等）、今後の生活の意向等について把握するため、区市町村が行う調査。

※ 2 地域福祉需要調査：要配慮者の福祉ニーズを現場において的確に把握し、関係機関と調整のうえ適切な措置を行うため、区市町村において実施される調査。

第2	被害状況の把握
3	復興事業導入等のための被災後の被害状況調査

概要

家屋の被害状況の把握は、市街地復興のあり方を検討する上で必要不可欠であるとともに、災害廃棄物処理計画※、応急的な住宅等の供給計画及び住宅復興計画の策定等、区民生活再建のための施策立案及びその実施にあたって重要な基礎資料となるものであることから、早急に行う必要がある。

都は災害種類別に被害区域と家屋の被害状況を調査、整理し、区はこれらの整理結果を基に現地確認（補足調査）を行う。なお、調査結果は地理情報システム（GIS）で集約、整理することにより、情報共有や活用を円滑に行うことができる。

⇒ 資料 1-18 ～ 資料 1-24

東京都との連携

時期	足立区 【災害対策課】	東京都
被災直後 ～ 10日	(1) 災害情報の収集、報告	都全体の被害状況の把握
	(2) 災害種類別被害区域の補足調査	災害種類別被害区域図の作成
	(3) 街区別家屋被害割合の補足調査	街区別家屋被害割合図の作成
～ 1か月	(4) 調査結果の共有	調査結果等の集約

事前準備

- ☐ 補足調査体制の構築 ⇒ 資料 1-18 資料 1-20
- ☐ GIS を操作できる職員の育成、体制構築

※ 災害廃棄物処理計画：災害時における災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、区民の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止することを目的として、足立区災害廃棄物処理計画（H31 年 3 月）が策定された。

行動手順

時期	項目	内容
被災直後 ～ 10日	(1) 災害情報の収集、報告	災害対策課／都市計画課／まちづくり課／密集地域整備課 地域防災計画に基づき、災害情報の収集を行い、区全体の被害状況を把握し、必要に応じて都に報告する。
	(2) 災害種類別被害区域の補足調査	同上 都が作成した災害種類別被害区域図を基に現地踏査により補足調査を行い、修正箇所等調査結果を都に報告する。
	(3) 街区別家屋被害割合の補足調査 → 資料 1-25	同上 都が作成した街区別家屋被害割合図を基に現地踏査により補足調査を行い、修正箇所等調査結果を都に報告する。
～ 一か月	(4) 調査結果の共有	同上 都が修正した災害種類別被害区域図、街区別家屋被害割合図を受理し、情報共有する。

(枠内は担当部署、太字は総括)

第3 用地の確保

行動内容

1 用地の確保、調整

円滑な復旧、復興事業の推進のため、利用候補地となるオープンスペースを把握し、区民へその利用の仕方などを広く周知するなどの事前準備を行う。

基本的な考え方

被災直後の避難誘導や緊急救助等の活動やその後の復旧、復興事業を円滑に実施するため、必要なオープンスペース※の確保を図る。

また、各種応急、復旧対策や復興対策を円滑に進めるため、各分野にわたる用地需要を総合的に集約、整理して、計画的な用地等の確保、調整を行う。

※ 必要なオープンスペース：廃棄物置場、避難所、応急仮設住宅建設用地などがある。 ⇒ [資料 1-30](#)

第 1 章
第 1 章 復興体制の構築
第 2 章 都市の復興
第 3 章 住宅の復興
資料編
その他

時期	行政の動き	
事前	事前用地調整方針の協議	区民への事前周知
	利用可能オープンスペース候補地の把握	民有地の借上げに関する協定の事前検討
	震災時利用可能オープンスペース候補地台帳(分布図)の作成	
発災		
被災直後 〜2週間	1 用地の確保、調整 (P38)	
	(1) 用地の確保と利用状況の把握	
〜2週間 随時	(2) 用地需要の集約と利用調整	
	(3) 継続的な用地の確保、調整	

第3	用地の確保
1	用地の確保、調整

概要

円滑な復旧、復興事業の推進のため、利用候補地となるオープンスペースを把握し、区民へその利用の仕方などを広く周知するなどの事前準備を行う。

震災後は、用途別の用地の確保と利用に関する計画を作成し、復興段階に応じたオープンスペースの利用調整を図る。⇒ [資料 1-31](#) ～ [資料 1-33](#)

東京都との連携

時期	足立区 【災害対策課／政策経営課】	東京都
被災直後 ～2週間	(1) 用地の確保と利用状況の把握 ↓ (2) 用地需要の集約と利用調整 ↓	全体的な用地調整、確保
2週間 随時	(3) 継続的な用地の確保、調整	

事前準備

- ☐ 事前用地調整方針の協議
都が策定する「事前用地調整方針」について協議する。⇒ [資料 1-34](#) [資料 1-35](#)
- ▶ 必要資料
 - ・ 事前用地調整方針(都) (復興プロセスにおける用地調整の基本的な考え方、優先度等)
- ☐ 利用可能オープンスペース候補地の把握 ⇒ [資料 1-36](#) [資料 1-37](#)
都提供資料を参考に、現況確認などを行い、15ブロック別に、「震災時利用可能オープンスペース候補地台帳」を作成する。
- ▶ 必要資料
 - ・ オープンスペース情報／利用可能候補地情報（都 GIS）
- ▶ 作成資料
 - ・ 震災時利用可能オープンスペース候補地台帳（分布図）
- ☐ 区民への事前周知
被災後の利用に支障が出ないように、日頃から広報などにより区民へ周知する。
- ☐ 民有地の借り上げに関する協定の事前検討

行動手順

時期	項目	内容
被災直後 ～2週間	(1) 用地の確保と利用状況の把握	災害対策課／資産管理課／企画調整課／都市計画課／公園管理課／中部地区建設課／東部地区建設課／西部地区建設課 - 被害概況を速やかに把握し、救出、救助部隊等の活動拠点等、緊急に必要とされる用地を確保するとともに、広報等により情報提供を行う。また、被災地域において、避難場所、野外受入施設の設置場所等として緊急に使用された用地の利用状況を把握する。 - また、事前に協定を結んでいる民有地を借り上げ、用地を確保する。 必要資料 - 震災時利用可能オープンスペース候補地台帳（分布図） - 事前利用計画（都） - 公共施設被害概況 作成資料 - 用地確保利用計画（使用目的毎に面積／使用予定期間／所在地等を提示）
	(2) 用地需要の集約と利用調整	政策経営課／災害対策課／資産管理課／中部地区建設課／東部地区建設課／西部地区建設課／企画調整課／都市計画課／竹の塚整備推進課／まちづくり課／密集地域整備課／公園管理課 - 被害の概況と都オープンスペース等利用計画などを参考に、必要に応じて現地調査を実施した上で、応急対策や復興対策などの使用目的ごとに、面積、使用予定期間、所在地等を明らかにした「用地確保利用計画」を作成し、都災害対策本部に報告する。 必要資料 - 用地調整基本方針（都）（用地利用の優先順位等を定めたもの）
～2週間 随時	(3) 継続的な用地の確保、調整	同上 用地使用状況の集約、整理及び需要、供給に係る都との調整を継続的に実施する。

（枠内は担当部署、太字は総括）

・（参考）水害時の考え方

⇒ 資料 1-38 資料 1-39